

一般社団法人秋田県臨床検査技師会 定款細則

第1章 会員歴

(会員年数)

第1条 社団法人秋田県臨床検査技師会より引続いて本会の会員となった者は、その期間を会員年数に 加算する。

第2章 会費及び入会金

(会費および入会金)

第2条 定款7条による会費の年額および入会金は、次のとおりとする。

2 正会員の会費は 8,000 円とし、入会金は 1,000 円とする。

3 賛助会員の会費は年額 20,000 円とし、入会金は不要とする。

(会費の減免)

第3条 正会員で、特別な事情（失業、病気療養、長期出張、災害等）のある場合は本人の申出により、理事会の承認を経て、会費の分納または減免をすることができる。

(会費および入会金の納入期)

第4条 会費の納入期は、年度開始前までに、次年度の会費を納入するものとする。

2 新入会者は、入会手続きと同時に、その年度の会費と入会金を納入するものとする。

第3章 事業の追加および予算の更正

(理事会へ委任)

第5条 事業計画書に記載したもののほか、地域保健活動事業の追加および収支予算書に計上した予算の一部変更は、理事会に委任する。

(事業の追加)

第6条 地域保健活動事業において、計画時に予見できなかった関係団体からの共催または協力要請に もとづく事業は追加することができる。

(予備費)

第7条 事業の追加その他により予備費が必要となったとき充用する。

(予算の更正)

第8条 予算に不均衡を生ぜしめたときは更生する。

第4章 補則

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、総会の議決を経なければ、改廃することができない。

付則

この細則は平成 26 年 6 月 7 日より施行する。

この細則は令和元年 6 月 9 日より施行する。